



豊中市更生保護

サポートセンター

だより

平成23年
11月(第2)号

事務所 豊中市中桜塚2丁目29番31号

電話・FAX (06) 6852-5205

豊中市立母子福祉センター2F

E-mail:saposen toyonaka@citrus.ocn.ne.jp

市長・観察所長をはじめ多数の来賓をお迎えして

10月12日 大きな期待を担って **開所式**



◆荒川洋二センター長挨拶◆

▼犯罪や非行を犯した人の更生や予防のための窓口として、また保護司の処遇活動の充実を図るため「豊中市更生保護サポートセンター」が開所いたしました。多くの方々にぜひご活用いただき、安心安全な住みよい豊中にしたいと思います。

(弁護士、元大阪高等検察庁検事長)

■絶好の秋晴れに恵まれた当日、午前11時より開所式が開催されました。式典には豊中市長、大阪保護観察所長、更生保護関係団体の代表者をはじめ来賓19名と保護司会、企画調整保護司の出席のもと、華々しく執り行われました。サポセン豊中の今後の活動が大いに期待され、無事終了しました。

更生保護 制度とは

◆更生保護制度とは一般的には、犯罪や非行に陥った者を地域の中で、健全な社会人として更生するように指導し、援助するための制度をいいます。我が国での更生保護活動は保護司、更生保護施設をはじめとする更生保護ボランティアと呼ばれる人たちの理解と協力の下、関係機関・団体との幅広い連携によって推進されています。

更生保護関係団体とは

保護司会

●犯罪や非行を犯した人の立ち直りを地域で支えるボランティアです。保護観察対象者の指導や生活環境の調整、犯罪予防活動などに取り組んでいます。

更生保護協会

●刑務所作業製品展示即売会をはじめとする更生支援や、更生保護活動の円滑な実施のための研修や資金援助、広報活動などを行う民間団体です。

更生保護女性会

●地域の犯罪予防活動や更生支援を行うボランティア団体です。家庭や非行問題を考えるミニ集会など、女性の立場として多様な活動を展開しています。

協力雇用主会

●非行歴や犯罪歴のある人を積極的に雇用して、その立ち直りを支援する民間の事業者の会です。

BBS会

●少年少女たちに同世代の、いわば兄や姉のような存在として、一緒に悩み、一緒に学び、一緒に楽しむなど、地域に根差した非行防止活動を行っている青年ボランティア団体です。

非行や犯罪でお悩みの皆さんへ

気らくにお越しください (電話でも結構です)。

企画調整保護司一同より